

基本目標4 被害者の自立支援の充実

1 住宅の確保に向けた支援

現状と課題

加害者から避難している被害者が安心して社会生活を営むに当たり、住宅の確保は最優先課題です。被害者の住宅の確保に向けた支援としては、母子生活支援施設への入所措置や市営住宅の入居における優遇措置があります。

このうち、母子生活支援施設については、一時保護所を退所した被害者が住宅に困り、生活上様々な問題を抱え、当面の保護が必要な場合に、福祉事務所が入所措置を行っています。入所後は、母子に対するカウンセリングや公共職業安定所への同行支援など、施設職員が被害者の心身と生活を安定させるための相談・支援を進め、住居を確保しながら、安心して社会生活を営むための支援を行うステップハウスの役割を果たしています。

次に、市営住宅については、被害者が一時保護終了後又は保護命令効力発生日から5年を経過していない場合に、入居抽選時の優遇を行っており、単身での申込みも可能です。しかし、法令により、抽選で入居候補者を決定しているため、必ず入居できるわけではありません。

また、住宅に関する融資制度として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を設けているほか、母子生活支援施設入所者が民間住宅入居の際の身元保証人の確保を容易にするため、身元保証人となる施設長に損害賠償の義務が生じた時、保証金を支払う身元保証人確保対策事業を実施しています。

しかしながら、上記のような公的制度が利用できない場合、民間住宅への契約時に身元保証人の確保が困難であるといった問題があります。

具体的施策

(1) 母子生活支援施設等への入所

一時保護所を退所した後、子どもの養育等を含め母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と安心して社会生活を営むための支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所の措置を行います。

- 母子生活支援施設への入所措置（こども未来局）

(2) 住宅に係る貸付制度、身元保証に関する情報提供

母子・父子・寡婦福祉資金貸付についての情報提供及び身元保証人確保対策事業の情報提供を引き続き行います。

- 民間保証会社との連携による家賃債務保証等の検討（市民局）
- 身元保証人確保対策事業（こども未来局）
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付【再掲】（こども未来局）

(3) 市営住宅入居の優遇措置

被害者への市営住宅入居に係る優遇措置を引き続き行います。

- 市営住宅入居に係る優遇措置の実施（都市整備局）

2 就業に向けた支援

現状と課題

被害者が経済的に安定した社会生活を営むための支援をする上で、就業を促進することは極めて重要です。「被害者アンケート」によると、被害者のうち、就労による収入を得ている人は61.5%であり、23.1%が貯金を切り崩して生活しています。

DV相談センターでは、被害者の状況に応じて、公共職業安定所における就業支援等についての情報提供と助言を行っています。

特に、子どものいる被害者については、経済的に安定した生活を営むために必要な知識や技能を習得させるための講習会、就業に関する相談・情報提供を行う母子家庭等就業支援事業や、就業の際に有利となる資格等の取得支援などを行う母子家庭等自立支援給付金事業など、様々な支援事業の対象となることから、こうした制度の積極的な活用を促しています。

しかし、「子どもを抱えるひとり親が正規雇用される割合が低い」、「企業の求める人材と求職者の求める職場環境が合わない」、「求職活動時に子どもを預かる環境整備が十分でない」などの課題があります。そのためにも、DV相談センターとマザーズハローワーク等との連携体制を強化していく必要があります。

具体的施策

(1) 就業のための情報提供

就業に関する相談に対応するとともに、公共職業安定所と連携を図り、就業等に関する情報提供を行います。

- マザーズハローワーク等との連携による就業支援（市民局）
- 女性の在宅ワーク等就労支援についての検討・実施（市民局）
- 母子家庭等就業支援事業（こども未来局）
- 就労支援窓口における就労支援（経済観光局）

(2) 就業・起業支援事業の実施

母子家庭や寡婦等の自立促進のため、就業の際に有利となる資格等の取得への支援や、就業に関する知識、技能の習得を目的としたセミナーや講習会などを行います。

- 母子家庭等自立支援給付金事業（こども未来局）
- 母子家庭等就業支援事業【再掲】（こども未来局）

(3) 就業確保のための支援

子育て期の就職活動や残業の際などに保育園への送迎など保護者を支援するための取組や、身元保証人確保対策事業の情報提供を引き続き行います。

- ファミリー・サポート・センター事業（こども未来局）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】（こども未来局）
- 身元保証人確保対策事業【再掲】（こども未来局）

3 経済的支援等の生活支援

現状と課題

被害者は、住宅の確保や就業の問題の他にも、経済面・健康面の不安や、子どもの就学に関する事など、多くの困難を抱えており、福祉事務所では、生活困窮する被害者に対する生活保護の適用や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等に関する相談や事務手続きを行っています。

また、DV相談センターでは、被害者が加害者の健康保険の扶養から外れることができるよう、被害者からの申出に応じて、手続きに必要となるDV相談があった旨の証明書を発行しているほか、国民健康保険や国民年金の加入・脱退等、被害者の状況に応じた制度の情報提供や行政機関等への同行支援を行っています。

このように、被害者は、複合的な困難を抱えながら様々な手続きを行う必要が生じるため、被害者の負担を軽減し、円滑に手続きを進められるよう関係機関の連携体制の構築・強化が必要です。

こうした中、「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）が平成 27 年（2015 年）4 月に施行され、生活保護の受給には至らないが、様々な要因で生活に困窮している者の相談に応じ、課題を整理した上で、生活の安定と自立に向けた支援を行う「広島市くらしサポートセンター」が設置されました。サポートセンターでは、生活困窮者の状況に応じた包括的支援を行っており、DVの被害者も支援の対象となりうることから、DV相談センターでは、サポートセンターと被害者の支援に関する情報提供などの連携を行っています。

具体的施策

(1) 経済的支援

被害者の具体的な状況に配慮しながら、寄り添う視点を持って、生活保護や児童扶養手当など、各種制度を活用して被害者の経済的支援を行います。

- 生活保護の相談及び適用（健康福祉局）
- ひとり親家庭等緊急援護資金貸付（健康福祉局）
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（こども未来局）
- 児童扶養手当の支給（こども未来局）
- 児童手当の支給（こども未来局）

(2) 医療・年金に関する支援

国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金制度、ひとり親家庭等医療費補助、乳幼児等医療費補助に関する情報提供やそれらの手続に際して同行支援を行うなど、被害者の支援を実施します。

- 国民健康保険への加入（健康福祉局）
- 後期高齢者医療制度への加入（健康福祉局）
- 国民年金への加入（健康福祉局）
- ひとり親家庭等医療費補助（健康福祉局）
- 乳幼児等医療費補助（健康福祉局）

(3) その他の生活支援

生活や子どもに関する悩みの相談や弁護士と連携した法律相談、日常生活の支援などを行い、被害者の生活の充実を図ります。

- 母子・父子自立支援員による相談（こども未来局）
- 家庭児童相談事業（こども未来局）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（こども未来局）
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】（こども未来局）
- DV専門法律相談の実施【再掲】（市民局）
- 生活困窮者自立相談支援事業（健康福祉局）

(4) 各種福祉制度の活用の推進

母子・父子・寡婦福祉制度等の既存の各種福祉制度について、被害者の生活実態に応じて制度が適用されるよう、制度改善に取り組むとともに、必要に応じて国等の関係機関へ働きかけを行います。

- 各種福祉制度の制度改善の検討・実施及び国等への働きかけ（市民局、制度所管課）

(5) 市民による被害者支援活動の推進

被害者支援のボランティアの育成支援について検討し、市民による被害者支援活動の推進に取り組みます。

- 市民ボランティアの育成・支援の検討（市民局）